

厚生労働省

○ 経済産業省告示第十三号

環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第
二百五十六号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法
律第百十七号）第二十五条の規定に基づき、次に名称を掲げる第二種監視化学物質の指定を取り消し
たので、公示する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣 長妻 昭

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 赤松 広隆

環境大臣 小沢 鋭仁

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第25条の規定に基づき、指定を取り消した第二種監視化学物質の名称	整理番号
681	ペルフルオロオクタンスルホン酸	(2) - 1595
683	リチウム=ペルフルオロオクタンスルホナート	(2) - 2810

6 8 4 ナトリウム=ペルフルオロオクタンスルホナート

(2) - 2 8 1 0

6 8 5 カリウム=ペルフルオロオクタンスルホナート

(2) - 2 8 1 0